

<発行所>

Be Ambitious社会保険労務士法人  
〒103-0016  
東京都中央区日本橋小網町1-3-2  
オーチャー小網町ビル 1階・6階  
TEL: 03-6661-6597 FAX: 03-6661-6598

MAIL: gyomu@sr-iino.com  
URL: https://www.sr-iino.com

## いいの事務所ニュースvol.143は定時決定についてお伝えします！



### ■ 定時決定とは

標準報酬月額の設定・改定のタイミングは主に資格取得時/定時決定/随時改定の3つです。毎年1回、標準報酬月額を決定し直すことを定時決定といい、9月分保険料(翌月徴収の事業所は10月の給与)から変更になります。

社会保険の加入者(70歳以上被用者含む)の実際の報酬と、標準報酬月額との間に大きな差が生じないように4月・5月・6月の報酬月額を算定基礎届として届出し、9月からの保険料の見直しを行うもので、決定された標準報酬月額は9月から翌年8月までの各月に適用されます。

### ■ 社会保険料はどう計算される？

社会保険料は、「標準報酬月額 × 保険料率」で計算されています。

「標準報酬月額」という言葉が出ましたが、これが毎月の社会保険料算出における重要なポイントとなります。

会社から受ける基本給に、役付手当、通勤手当、残業手当などの各種手当を加えた1カ月の総支給額(臨時に支払われるものや3か月を超える期間ごとに受ける賞与等を除いたもの)のうち、社会保険の対象となる物を「報酬月額」といいます。毎月支払う報酬月額を、区切りの良い幅ずつ区分した標準報酬月額(=保険料額表の1等級(8万8千円)から32等級(65万円)までの32等級に分けたもの(健保は1等級(5万8千円)から50等級(139万円))に当てはめて保険料が決められています。

### ■ 社会保険の対象となる給料(報酬)とは？

算定基礎届は4月・5月・6月の報酬月額をもとに作成します。

社会保険で「報酬」とされるものは以下の通りです。

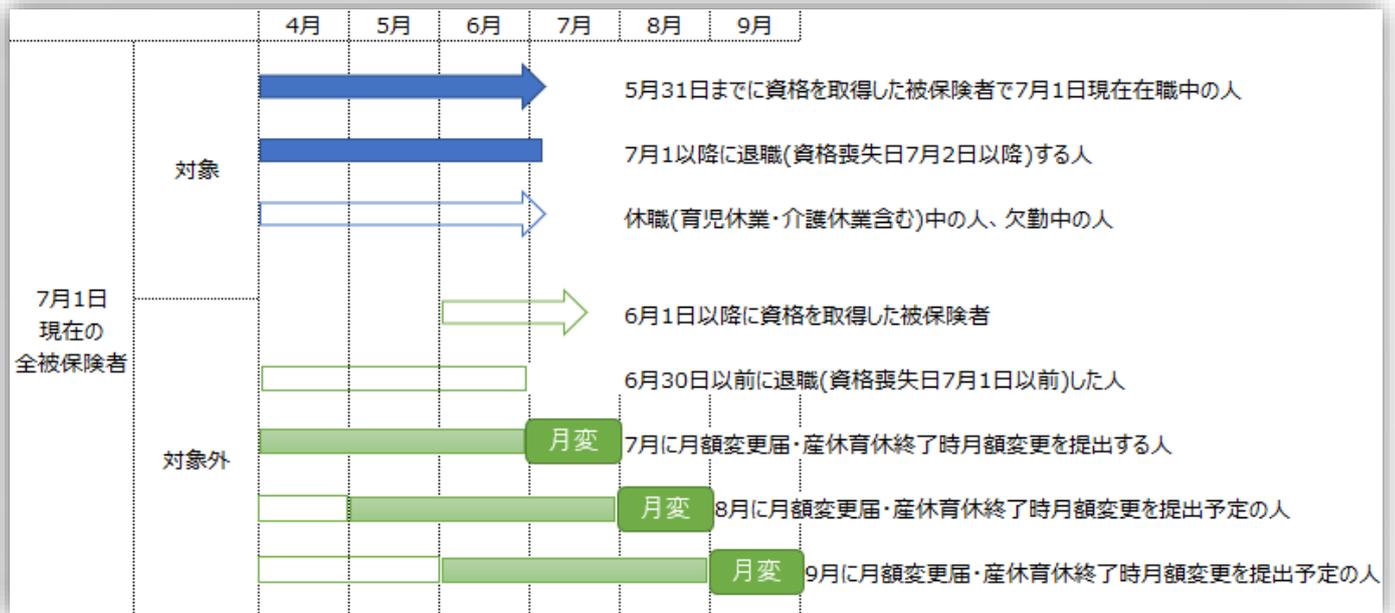


	報酬となるもの	報酬とならないもの
通貨で支給されるもの	基本給 諸手当 残業手当 通勤手当 住宅手当 家族手当 役付手当 休業手当など 賞与・決算手当 →年4回以上支給されるもの	事業主が恩恵的(個人的)に支給するもの 病氣見舞金 災害見舞金 結婚祝金など 公的保険給付として受けるもの 傷病手当金 休業補償給付 年金など 臨時的・一時的に受けるもの 大入り袋、解雇予告手当、退職金など 実費弁证的なもの 出張旅費、交際費など 年3回まで支給されるもの 賞与など
現物(通貨以外)で支給されるもの	通勤定期券・回数券 ※定期券代などは消費税を含む 食事・食券 社宅・独身寮 被服(制服でないもの)	食事 本人からの徴収金額が現物給与の価額の2/3以上の場合 社宅 本人からの徴収金額が現物給与の科学以上の場合 制服・作業衣などの勤務服など

## ■ 算定基礎届の対象となるのはだれ？

算定基礎届の対象となるのは7月1日時点で会社に在籍している被保険者です。

産休・育休・傷病休職などで一時的にお休みしていても、会社に籍が残っていれば対象となります。



## ■ 標準報酬月額の設定方法は？

算定基礎届の基礎となる標準報酬月額は、どのように算定されるかをみていきます。

標準月額報酬 の算出方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 4月・5月・6月に支払った報酬（給与・賞与等）を確認する</li> <li>② 各月の支払基礎日数を調べる</li> <li>③ 3か月分の報酬の平均額を計算する</li> <li>④ ③で計算した平均額を、保険料額表から探す</li> <li>⑤ ④が該当する「標準報酬」欄の「等級」と「月額」をチェックする</li> </ol>
-----------------	---

ここで重要なのは①の報酬と②の支払基礎日数です。

報酬については「報酬に含むもの・含まないもの」を参照して正しい内訳で計算されているかを確認します。  
支払基礎日数とは、その報酬の支払い対象となった日数のことです。算定基礎届で届出する報酬月額は支払基礎日数が17日以上あるものに限り、17日未満の月は算定の対象外とされています。



正社員などで月給制や週休制の場合は出勤日数に関係なく、暦日数が支払基礎日数です。  
欠勤した日数分だけ給料が差し引かれる場合には、就業規則や給与規程等に基づき事業所が  
定めた日数から欠勤日数を控除した日数でカウントします。

パートやアルバイトなど短時間就労者の場合は、実際の出勤日数（有給休暇も含む）  
が支払基礎日数となります。4月～6月の3ヶ月間で17日以上の支払基礎日数  
がある月の平均で標準報酬月額を算出します。3か月とも17日未満の場合は、  
15～16日出勤した月を対象とし、3か月とも15日未満の場合は従前の標準報酬月額で  
定時決定します。

※特定適用事業所に努める短時間労働者の場合は、4月～6月の3か月の支払基礎日数がそれぞれ11日以上で  
算出することになります。



■ 定時決定及び9月以降の保険料等については各担当者よりご連絡申し上げます。

# Q&A Q&A Q&A Q&A Q&A

【Q1】支払基礎日数・報酬額の具体的な書き方を教えてください。

→ 【A1】  
支払い月が4月・5月・6月のものを記載します。



例1)未締め当月25日払いの会社の場合

- 支払基礎日数  
4月・5月・6月の暦日数もしくは勤務日数を記入する
- 報酬額  
4/25・5/25・6/25払いの報酬額を記入する



例3)15日締め当月25日払いの会社の場合

- 支払基礎日数  
3/16-4/15・4/16-4/15・4/16-5/15の  
暦日数もしくは勤務日数を記入する
- 報酬額  
4/25・5/25・6/25払いの報酬額を記入する



例2)未締め翌月25日払いの会社の場合

- 支払基礎日数  
3月・4月・5月の暦日数もしくは勤務日数を記入する
- 報酬額  
4/25・5/25・6/25払いの報酬額を記入する

【Q2】算定基礎届と月額変更届(7月・8月・9月改定分)では、どちらの標準報酬月額が優先されますか？

→ 【A2】  
月額変更届が優先になります。  
7月、8月または9月の随時改定に該当する場合は、随時改定により決定された標準報酬月額が優先されます。このため、算定基礎届の提出後であっても、7月、8月または9月の随時改定に該当した場合は、月額変更届を提出します。

【Q3】給与計算が20日締め、当月末払いのため、4月1日に入社した社員について、4月の給与は1カ月分の給与が支給されません。支払基礎日数は17日以上ありますが、4月は算定の対象月となりますか。

→ 【A3】  
4月は算定の対象月となりません。  
給与支払対象期間の途中から入社することにより、入社月の給与額が1カ月分の額とならない場合は、対象月に含めることで本来の等級よりも低い等級で標準報酬月額が決定されてしまうため、1カ月分の給与が支給されない月(途中入社月)を算定の対象月から除いて計算を行います。  
算定基礎届を提出する際は、「⑭総計」欄から途中入社月の報酬月額を除いた金額により算出した平均額を「⑯修正平均額」欄に記入したうえで、「⑱備考」欄の「4.途中入社」および「9.その他」を○で囲み、括弧内に「資格取得年月日」を記入します。

【Q4】病気療養中のため給与の支払いがない被保険者について、算定基礎届の提出が必要ですか。

→ 【A4】  
必要です。病気療養中等により、算定基礎届の対象となる4月、5月、6月の各月とも報酬の支払いがない場合も、算定基礎届を提出します。「⑱備考」欄の「5.病休・育休・休職等」を○で囲み、「9.その他」欄の括弧内に「〇月〇日から休職」等と記入することで、保険者において従前の標準報酬月額により決定されます。

【Q5】パートタイマー、アルバイト、契約社員などの定時決定で気を付けることはありますか？

→ 【A5】  
短時間就労者とは、パートタイマー、アルバイト、契約社員、準社員、嘱託社員等の名称を問わず、正規社員より短時間の労働条件で特定適用事業所ではない事業所に勤務する方を示しています。  
■ 4月、5月、6月の3カ月間のうち支払基礎日数が17日以上1カ月以上ある場合  
→ 該当月の報酬総額の平均を報酬月額として標準報酬月額を決定します  
■ 4月、5月、6月の3カ月間のうち支払基礎日数がいずれも17日未満の場合  
→ 3カ月のうち支払基礎日数が15日以上17日未満の月の報酬総額の平均を報酬月額として標準報酬月額を決定します。  
■ 4月、5月、6月の3カ月間のうち支払基礎日数がいずれも15日未満の場合  
→ 従前の標準報酬月額にて引き続き定時決定します。

■ 臨時休業のお知らせ

社員研修にともないまして、以下日程を臨時休業とさせていただきます。

**休業日：2024/7/31(水)**

なお、休業日は電話等もすべて休止いたします。

休業日にいただきましたメールへのご返答につきましては、8/1(木)以降に順次行ってまいります。

何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。